

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

		担当課	農地整備課	検索番号	2 - 1
法令名	海岸法	根拠条項	1 1		
不利益処分	海岸占用料及び土石採取料の徴収				
(根拠規定)					
海岸法第11条 海岸管理者は主務省令で定める基準に従い第7条第1項又は法第8条第1項第1号の規定による許可を受けた者から占用料又は土石採取料を徴収することができる。					
(処分基準)					
海岸占用料及び土石採取料の徴収に当っては、次の事項に留意して行う。					
海岸法の施行について(昭和31年11月10日付農林事務次官外通達第5)					
海岸法の施行について					
第五 占用料及び土石採取料					
1 法第十一条の規定による占用料及び土石採取料の基準は、規則第五条に規定するところであるが、具体的な額の決定にあたっては、現在、河川、港湾又は海岸において徴収している占用料又は土石採取料をも考慮して妥当な額を定めるものとする。なお、漁業又は農業の経営上必要不可欠のもの等については、できる限り減免の措置を考慮するものとする。					
規則第5条(昭和31年11月10日令第1号)					
法第11条に規定する占用料又は土石採取は、近傍類地の地代又は近傍類地における土石採取料等に考慮して定めるものとする					
愛媛県海岸法施行細則(昭和32年7月31日付規則第43号第10条)					
愛媛県海岸法施行細則					
(占用料、採取料)					
第10条 知事は、法第7条第1項又は第8条第1項第1号の規定により許可を与えたときは、別表第1又は第2に定める占用料又は採取料を徴収する。					
2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の占用料又は採取料を減免することができる。					
3 既納の占用料又は採取料は、これを還付しない。ただし、許可を受けた者の責に帰することができない理由により当該申請に係る行為が不能になった場合は、その者の申請により既に納付した使用料の全部又は一部を当該会計年度内に限り還付することができる。					
(その他)					